

改正

平成17年8月30日規則第184号

平成18年3月24日規則第13号

平成18年8月29日規則第44号

佐久市老人ホーム入所措置等実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の規定に基づいて行う老人ホームへの入所に関する措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入所判定委員会の設置)

第2条 法第11条第1項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）への入所に関する措置（以下「入所に関する措置」という。）の要否の判定（以下「入所判定」という。）をするため、福祉事務所に老人ホーム入所判定委員会（以下「入所判定委員会」という。）を置く。

2 入所判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(入所判定委員会の意見の聴取)

第3条 福祉事務所長は、入所に関する措置の開始、変更等に当たっては、入所判定委員会の入所判定に係る意見（以下「意見」という。）を聴くものとする。ただし、特別養護老人ホームへの入所に関する措置については、介護保険法（平成9年法律第123号）第14条の規定に基づく介護認定審査会における同法第27条の規定に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会の意見の聴取を要しないものとする。

2 福祉事務所長は、前項本文の規定にかかわらず、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条の規定により養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合には、入所判定委員会の意見を聴かずに入所に関する措置を行うことができる。

(入所に関する措置等の基準)

第4条 福祉事務所長は、法及びこれに基づく命令によるほか、老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）に定めるところにより、入所に関する措置（法の規定による養護委託の措置、居宅における介護等に係る措置等を含む。）の開始、変更及び廃止を行うものとする。

(費用の徴収)

第5条 法第28条第1項の規定により被措置者又はその主たる扶養義務者から徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託被措置者にあつては別表第1に、特別養護老人ホーム被措置者にあつては別表第2に、被措置者の主たる扶養義務者にあつては別表第3に掲げるとおりとする。

2 徴収金を徴収しようとするときは、佐久市老人ホーム入所者負担金納入通知書（別記様式）を作成して、被措置者又はその主たる扶養義務者に送付するものとする。

(徴収金の減額又は免除)

第6条 市長は、特別な事由が認められるときは、徴収金を減額し、又は免除することができる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市老人ホーム入所措置等実施規則（昭和62年佐久市規則第8号）、老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（平成5年臼田町規則第4号）、老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（平成5年浅科村規則第2号）又は老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（平成5年望月町規則第11号）の規定によりなされた処分、手続その他

の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年 8 月30日規則第184号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月24日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 8 月29日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

養護老人ホーム被措置者及び養護委託被措置者に係る徴収月額

被措置者の対象収入による階層区分		徴収月額
1	270,000円以下	0円
2	270,001円～ 280,000円	1,000円
3	280,001円～ 300,000円	1,800円
4	300,001円～ 320,000円	3,400円
5	320,001円～ 340,000円	4,700円
6	340,001円～ 360,000円	5,800円
7	360,001円～ 380,000円	7,500円
8	380,001円～ 400,000円	9,100円
9	400,001円～ 420,000円	10,800円
10	420,001円～ 440,000円	12,500円
11	440,001円～ 460,000円	14,100円
12	460,001円～ 480,000円	15,800円
13	480,001円～ 500,000円	17,500円
14	500,001円～ 520,000円	19,100円
15	520,001円～ 540,000円	20,800円
16	540,001円～ 560,000円	22,500円
17	560,001円～ 580,000円	24,100円
18	580,001円～ 600,000円	25,800円
19	600,001円～ 640,000円	27,500円
20	640,001円～ 680,000円	30,800円
21	680,001円～ 720,000円	34,100円
22	720,001円～ 760,000円	37,500円
23	760,001円～ 800,000円	39,800円
24	800,001円～ 840,000円	41,800円
25	840,001円～ 880,000円	43,800円
26	880,001円～ 920,000円	45,800円
27	920,001円～ 960,000円	47,800円
28	960,001円～1,000,000円	49,800円
29	1,000,001円～1,040,000円	51,800円
30	1,040,001円～1,080,000円	54,400円
31	1,080,001円～1,120,000円	57,100円
32	1,120,001円～1,160,000円	59,800円
33	1,160,001円～1,200,000円	62,400円
34	1,200,001円～1,260,000円	65,100円
35	1,260,001円～1,320,000円	69,100円
36	1,320,001円～1,380,000円	73,100円
37	1,380,001円～1,440,000円	77,100円

38	1, 440, 001円～1, 500, 000円	81, 100円
39	1, 500, 001円以上	150万円超過額×0.9÷12か月＋81, 100円（100円未満切捨て）

(備考) 1 上表にかかわらず、当分の間140,000円を徴収月額の上限とする。

2 被措置者から徴収する費用の額は、月額により決定し、その額は、上表の被措置者の対象収入による階層区分によって定まる徴収月額とする。（別表第2において同じ。）

3 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

4 3人部屋入居者については徴収月額から10パーセント、4人部屋入居者については20パーセント、5人及び6人部屋入居者については30パーセント、7人部屋以上の大部屋入居者については40パーセントをそれぞれ減額した額を徴収月額とする。この場合は100円未満は切捨てとする。

5 徴収月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

6 被措置者が月の途中で老人ホームに入所し、又はこれを退所したときは、次の算式により算定した額をその月の徴収月額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。（別表第2及び別表第3において同じ。）

前各号の規定により算定した徴収月額×当該月の実措置日数／当該月の実日数

別表第2（第5条関係）

特別養護老人ホーム被措置者に係る徴収月額

被措置者の対象収入による階層区分		徴収月額
1	120, 000円以下	0円
2	120, 001円～ 140, 000円	1, 000円
3	140, 001円～ 160, 000円	1, 600円
4	160, 001円～ 180, 000円	3, 300円
5	180, 001円～ 200, 000円	5, 000円
6	200, 001円～ 220, 000円	6, 600円
7	220, 001円～ 240, 000円	8, 300円
8	240, 001円～ 260, 000円	10, 000円
9	260, 001円～ 280, 000円	11, 600円
10	280, 001円～ 300, 000円	13, 300円
11	300, 001円～ 320, 000円	15, 000円
12	320, 001円～ 340, 000円	16, 600円
13	340, 001円～ 360, 000円	18, 300円
14	360, 001円～ 380, 000円	20, 000円
15	380, 001円～ 400, 000円	21, 600円
16	400, 001円～ 420, 000円	23, 300円
17	420, 001円～ 440, 000円	25, 000円
18	440, 001円～ 460, 000円	26, 600円
19	460, 001円～ 480, 000円	28, 300円
20	480, 001円～ 500, 000円	30, 000円
21	500, 001円～ 520, 000円	31, 000円
22	520, 001円～ 540, 000円	32, 000円
23	540, 001円～ 560, 000円	33, 000円

24	560,001円～ 580,000円	34,000円
25	580,001円～ 600,000円	35,000円
26	600,001円～ 640,000円	36,000円
27	640,001円～ 680,000円	38,000円
28	680,001円～ 720,000円	40,000円
29	720,001円～ 760,000円	42,000円
30	760,001円～ 800,000円	44,000円
31	800,001円～ 840,000円	46,000円
32	840,001円～ 880,000円	48,000円
33	880,001円～ 920,000円	50,000円
34	920,001円～ 960,000円	52,000円
35	960,001円～1,000,000円	54,000円
36	1,000,001円～1,040,000円	56,000円
37	1,040,001円～1,080,000円	58,000円
38	1,080,001円～1,120,000円	60,000円
39	1,120,001円～1,160,000円	62,000円
40	1,160,001円～1,200,000円	64,000円
41	1,200,001円～1,260,000円	66,000円
42	1,260,001円～1,320,000円	69,100円
43	1,320,001円～1,380,000円	73,100円
44	1,380,001円～1,440,000円	77,100円
45	1,440,001円～1,500,000円	81,100円
46	1,500,001円以上	150万円超過額×0.9÷12か月＋81,100円（100円未満切捨て）

(備考) 1 上表にかかわらず、当分の間240,000円を徴収月額の上限とする。
2 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
3 徴収月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

別表第3（第5条関係）

主たる扶養義務者に係る徴収月額

主たる扶養義務者の税額等による階層区分		徴収月額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む。）	0円
B	A階層を除き当該年度分の市民税非課税の者	0円
C 1	A階層及びB階層を除き前 年分の所得税非課税の者	当該年度分の市民税所得割非課税の 者（均等割のみ課税） 4,500円
C 2		当該年度分の市民税所得割課税の者 6,600円
D 1	A階層及びB階層を除き前 年分の所得税課税の者であ って、その税額の年額区分が 次の額であるもの	30,000円以下 9,000円
D 2		30,001円～ 80,000円 13,500円
D 3		80,001円～ 140,000円 18,700円
D 4		140,001円～ 280,000円 29,000円
D 5		280,001円～ 500,000円 41,200円
D 6		500,001円～ 800,000円 54,200円
D 7		800,001円～1,160,000円 68,700円
D 8		1,160,001円～1,650,000円 85,000円

D 9	1, 650, 001円～2, 260, 000円	102, 900円
D10	2, 260, 001円～3, 000, 000円	122, 500円
D11	3, 000, 001円～3, 960, 000円	143, 800円
D12	3, 960, 001円～5, 030, 000円	166, 600円
D13	5, 030, 001円～6, 270, 000円	191, 200円
D14	6, 270, 001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額
<p>(備考) 1 被措置者の主たる扶養義務者から徴収する費用の額は、月額により決定し、その額は、上表の主たる扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる徴収月額とする。</p> <p>2 同一の者が、2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す徴収月額のみで算定するものであること。</p> <p>3 徴収月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表第1又は別表第2により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る徴収月額を控除した残額）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。</p> <p>4 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。</p>		

別記様式（第5条関係）

改正

平成18年3月24日告示第20号

平成18年8月29日告示第66号

平成20年3月27日告示第29号

佐久市老人ホーム入所判定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市老人ホーム入所措置等実施規則（平成17年佐久市規則第69号）第2条に規定する老人ホーム入所判定委員会（以下「入所判定委員会」という。）の組織、運営及び入所判定の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所判定委員会の組織等)

第2条 入所判定委員会は、佐久保健所長、医師（精神科医を含む。）、老人福祉施設長、地域包括支援センター代表者、福祉事務所高齢者福祉課長及び老人福祉担当職員並びに福祉事務所長が必要と認める者をもって組織する。

2 委員は、原則として福祉事務所管内に所在する機関等に所属する者の中から選定し、福祉事務所長が任命又は委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

4 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は、福祉事務所長が招集し、委員長がこれを主宰する。

6 委員会の庶務は、福祉事務所高齢者福祉課において処理する。

(入所判定の基準)

第3条 委員会は、入所判定に当たっては、老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）に定める判定の基準に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に行うものとする。

(措置決定の手続)

第4条 福祉事務所長は、老人、その家族及び民生委員からの申出、通告等により、又は自らの調査により措置の対象とみられる老人を発見したときは、その措置の要否について委員会に判定を依頼するものとする。

2 委員会は、判定結果を福祉事務所長に報告するものとする。

3 福祉事務所長は、入所措置の判定が困難なケースについては、参考資料を付して長野県社会部長に協議するものとする。

4 福祉事務所長は、緊急な措置を要する老人を発見した場合には、委員長と協議のうえ措置し、その経過を委員会に報告することができる。

(措置変更の手続)

第5条 福祉事務所長は、入所者全員の措置後の日常生活の動作等の状態について調査し、必要に応じて入所の継続の要否について総合的に見直すものとする。

2 福祉事務所長は、入所の要件に適合しないとみなされる者について、委員会に判定を依頼するものとする。

3 委員会は、判定結果を福祉事務所長に報告するものとする。

4 入所の継続の要否の判定が困難なケースの取扱いについては、前条第3項の規定を準用する。

5 福祉事務所長は、入所の継続が不相当であると判定した者について、措置の廃止又は変更をすることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の老人ホーム入所判定実施要綱（昭和60年佐久市告示第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月24日告示第20号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月29日告示第66号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第29号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。